

（防火設備の管理）

第 5 4 条 令別表第 1 に掲げる防火対象物の防火設備は、防火区画の防火設備に近接して延焼の媒介となる可燃物が存置されないよう防火上有効に管理しなければならない。

○火災予防規則

（防火設備の管理）

第 3 1 条 条例第 54 条の規定による防火区画の防火設備から離して置かなければならない可燃物の距離は、15 センチメートル以上とする。

【解釈及び運用】

本条は、令別表第 1 に掲げる防火対象物の防火設備に関する管理上の基準を規定したもので、火煙を遮断する目的で設けられた防火区画の防火設備の近くに可燃性の物品を置くことは目的に反することから、防火設備の近くには、火災の延焼を促進するような可燃性の物品を置いてはならないとしたものである。